

苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 受益証券等 <u>一般社団法人資産運用業協会</u>の定款第 4 条第 1 項第 2 号に規定する受益証券等をいう。</p> <p>(14)～(25) (略)</p> <p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) 次のいずれかの団体の構成員である金融商品取引業者等及び当該金融商品取引業者等に係る金融商品仲介業者(以下「協定事業者」という。)の業務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>一般社団法人資産運用業協会</u></p> <p>ハ 一般社団法人金融先物取引業協会</p> <p>ニ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホ 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</p> <p>ヘ 一般社団法人日本 STO 協会</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金商法第 2 条第 8 項第 12 号イ又は同項第 14 号に掲げる行為並びに受益証券等の直接募集及び解約に該当する行為 (<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の正会員及び当該正会員に係る金融商品仲介業者の業務に係る行為に限る。)</p> <p>(3) 投資運用業及び投資助言・代理業の業務 (<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の正会員及</p>	<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 受益証券等 <u>一般社団法人投資信託協会</u>の定款第 4 条第 1 項第 2 号に規定する受益証券等をいう。</p> <p>(14)～(25) (略)</p> <p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) 次のいずれかの団体の構成員である金融商品取引業者等及び当該金融商品取引業者等に係る金融商品仲介業者(以下「協定事業者」という。)の業務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>一般社団法人投資信託協会</u></p> <p>ハ <u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u></p> <p>ニ 一般社団法人金融先物取引業協会</p> <p>ホ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ヘ 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</p> <p>ト 一般社団法人日本 STO 協会</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金商法第 2 条第 8 項第 12 号イ又は同項第 14 号に掲げる行為並びに受益証券等の直接募集及び解約に該当する行為 (<u>一般社団法人投資信託協会</u>の正会員及び当該正会員に係る金融商品仲介業者の業務に係る行為に限る。)</p> <p>(3) 投資運用業及び投資助言・代理業の業務 (<u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u>の会員</p>

新	旧
<p>び当該<u>正会員</u>に係る金融商品仲介業者の業務に係るものに限る。)</p>	<p>及び当該<u>会員</u>に係る金融商品仲介業者の業務に係るものに限る。)</p>
<p>(4)～(9) (略)</p>	<p>(4)～(9) (略)</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>(周知及び公表)</p>	<p>(周知及び公表)</p>
<p>第 49 条 (略)</p>	<p>第 49 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(1) 当事者の秘密に関する事項を除き、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立ての概要を加入第 1 種金融商品取引業者等に周知すること。この場合において、センターは、加入第 1 種金融商品取引業者に対する周知については日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会又は一般社団法人日本 STO 協会を通じて、協定事業者に対する周知については、日本証券業協会、<u>一般社団法人資産運用業協会</u>、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会又は一般社団法人日本 STO 協会を通じて、金融商品仲介業者に対する周知については、当該金融商品仲介業者が属する金融商品取引業者等を通じて、それぞれ行うことができる。</p>	<p>(1) 当事者の秘密に関する事項を除き、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立ての概要を加入第 1 種金融商品取引業者等に周知すること。この場合において、センターは、加入第 1 種金融商品取引業者に対する周知については日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会又は一般社団法人日本 STO 協会を通じて、協定事業者に対する周知については、日本証券業協会、<u>一般社団法人投資信託協会</u>、<u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u>、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会又は一般社団法人日本 STO 協会を通じて、金融商品仲介業者に対する周知については、当該金融商品仲介業者が属する金融商品取引業者等を通じて、それぞれ行うことができる。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(あっせん手続の目的となった請求に係る訴訟に関する報告)</p>	<p>(あっせん手続の目的となった請求に係る訴訟に関する報告)</p>
<p>第 53 条 (略)</p>	<p>第 53 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>前 2 項に規定する場合のほか、加入第 1 種金融商品取引業者等は、あっせんの申立てがあった事案であって、和解が成立した事案以外の事案について訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨をセンターに報</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>告しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 加入第1種金融商品取引業者等は、前<u>3</u>項の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合には、その旨をセンターに報告しなければならない。</p> <p><u>5</u> 前各項に規定する場合のほか、あっせん手続の目的となった請求に係る訴訟に関し、センターが必要と認めて、当該あっせん手続に係る加入第1種金融商品取引業者等に対して、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求めた場合には、当該加入第1種金融商品取引業者等は当該事項をセンターに報告しなければならない。</p> <p><u>付 則 (2026年1月6日)</u></p> <p><u>この改正は、2026年4月1日から施行し、改正後の第53条の報告は、2026年4月1日以降に提起された訴訟について適用する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>第2条第13号、第4条第1項第1号、第2項第2号、第3号及び第49条第2項第1号を改正し、第53条旧第3項及び旧第4項を第4項及び第5項へ繰り下げ、改正し、第53条第3項を新設。</u></p>	<p><u>3</u> 加入第1種金融商品取引業者等は、前<u>2</u>項の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合(<u>既に第31条第1項又は第38条第2項の規定によりあっせん手続が行われない又は終了している場合を除く。)</u>には、その旨をセンターに報告しなければならない。</p> <p><u>4</u> 前<u>3</u>項に規定する場合のほか、あっせん手続の目的となった請求に係る訴訟に関し、センターが必要と認めて、当該あっせん手続に係る加入第1種金融商品取引業者等に対して、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求めた場合には、当該加入第1種金融商品取引業者等は当該事項をセンターに報告しなければならない。</p>